



No. 301

令和4年6月1日

トピックス ～ 改正少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例制度 ～

令和4年度の税制改正で少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が改正されました。今号では、改正された少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例についてご案内します。詳しくは当事務所にお尋ねください。

1. 改正前

常時使用する従業員数が500人以下の中小企業者等で、取得価額が30万円未満である減価償却資産を令和4年3月31日までに取得等をして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができるという制度です。

なお、関連するその他の制度は以下の通りです。

		取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	30万円未満	取得価額の全額を損金算入（即時償却） 但し、一事業年度合計300万円まで
全ての企業	少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度	10万円未満	取得価額の全額を損金算入（即時償却）
	一括償却資産の損金算入	20万円未満	3年間で均等償却（残存価額なし）

2. 改正後

- 中小企業者等に対するこの特例制度が令和6年3月31日までに取得等をして事業の用に供した場合に適用することとされ、2年間延長されました。（上表 太枠部分）
- 少額減価償却資産の即時償却の特例が2年間延長されると共に、即時償却や一括償却資産に該当する資産から「貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産」を除外することとされました。

「貸付けの用に供した資産」を除外する、とは、

- 継続的に事業の用に供される設備、事業に関する従業員の有する技能又は知識を活用して行うこと又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け。
通常の事業活動の中で行う資産の貸付け …… 一般のリース事業。
- グループ経営の一環として行う資産の貸付け等。
子会社に資金的に余裕がないことなどの理由により、親会社が資産を購入して、その資産を子会社に貸付ける行為。
- 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け。
不動産賃貸業者等が賃貸物件等に付随して資産（家具等）を貸し付ける事など。
租税回避行為等を目的に行う資産の貸付けは除外されます。

3. 手続き

この特例を受けるためには、少額減価償却資産を事業の用に供した事業年度において、その取得価額に相当する金額を経費として計上（損金経理）しなければなりません。また法人税の申告書の提出時に、その事業年度中に取得した少額減価償却資産の内訳を記載した別表16(7)「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」およびこの特例を適用している旨を記載した適用額明細書を添付することが要件とされています。

初夏を迎えたのも束の間、いきなり 30 度を超える真夏日になっております。先週末のまとまった雨で草木も元気いっぱいといったところですが、家の周りでは田植えが終わっております。最近では機械による田植えが普及して、あっという間に整然と稲の苗が水を張った田んぼで心地よさそうです。今ではお百姓さん一人ひとりで植えるのではなくて、農協等の専属業者が手際よく機械で処理をしていますから便利ではありますが、その分コスト負担が農家にとっては重くのしかかり、関与先の確定申告における農業所得は軒並み赤字です。後継者も皆無とあってよく、日本の米造りに関する未来はお先真っ暗の状態といえます。

小生もいよいよ今月に後期高齢者に仲間入りをします。従来の健康保険証を返却して、後期高齢者医療被保険者証へと切り替えの手続きをすることになります。まだまだ現役の身としてはピンときませんが、医者通いが日課とならず、保険料負担が掛け捨てに終わるよう、健康で元気な毎日をおくれます様に精進していくことにしましょう。

さて、今月号では、民法で新たに創設された『配偶者居住権』についてその概要と留意点について解説をしたいと思います。配偶者居住権の制度は平成30年の民法改正により創設されたもので、令和2年4月以降の相続から適用されます。

制度創設の背景として、不仲の相続人間（典型的なのが先妻の子と後妻という関係）での居住建物の取扱いです。先妻の子にしてみれば父親が建て、自分たちが生まれ育った家が最終的には赤の他人である後妻とその親族にとられてしまう不満がある（後妻と養子縁組ができればよいのですが）一方、後妻さんにしてみれば、終の住家を確保したいという、ある意味当然の欲求があり、円満な遺産分割協議にたどり着かないまま、文字通り争族になってしまう懸念がありました。また、普通の親子間であっても、母親にしてみれば、長年住み慣れた居宅（土地）を最優先で相続すると、いわゆる法定相続分の範囲内での遺産分けでは老後の生活資金が不足しないかという不安が付きまとうという懸念がありました。これらの不満や不安を一挙に解消する制度として、この『配偶者居住権』が考案されました。詳細は別の機会に譲りますが、配偶者は自身が居住していた居住建物につき、終身、かつ、無償でその家全体を使用及び収益（賃貸部分を含め）することができる一方、その他の相続人（長男や先妻の子供たち等）は建物そのものの所有権を取得できる、という内容になっております。端的に言うと、居住建物を使用権と所有権に分離するという考え方です。この結果、配偶者が死亡した段階（第二次相続）では、何の手続きも要せずに建物は名実ともに子供たち（先妻の子供を含む）に帰属します。しかも、その部分の相続税は発生しないという優れモノです！なお、配偶者居住権は建物に関する取扱いですので、財産価値の高い土地に関しては、子供たちが相続するのが一般的です。要は、配偶者としては法律によって、誰にも遠慮せず、終身かつ無償で居住できることが保証されており、所期の目的が達せられるというものです。このことは、配偶者居住権が登記要件とされておりますので、一層保護されているといえます。

以上のように、配偶者居住権は、配偶者にとっては、住み慣れた家の確保と老後の生活資金の確保に資するという良い事づくめ！ですが、それに留まらず、相続税法の取扱いにおいても、様々な税額軽減措置が可能になっております。相続対策と相続税対策の両面から極めて有効な制度設計になっておりますので、興味・関心がお有りでしたら、是非ともご検討いただければ幸いです。

近々、税理士会の支部研修においても小生が講師となって、その概要、留意点をお話させていただく予定になっておりますので、資料は取り揃えております。お気軽にご相談ください。

《和奏・遼真通信》は今回、お休みさせていただきます。 (令和4年6月1日 所長 橋本)

